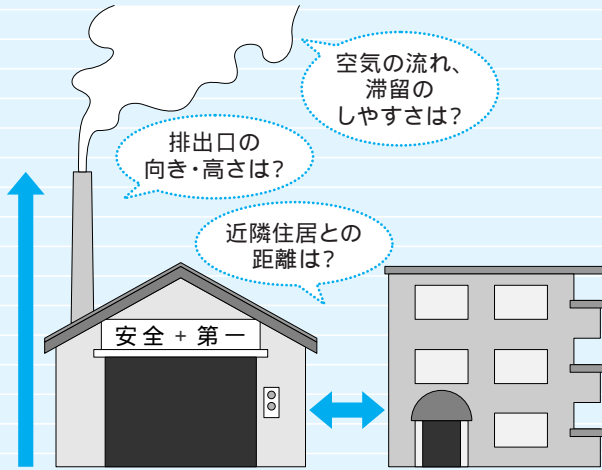


悪臭防止法 「臭気指数規制地域」 に指定されました



悪臭防止法は、工場や事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、また悪臭防止対策を推進することで、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としてつくられた法律です。

ただし、事業者に限らず、誰もが人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努める責務があります。

公示日 平成21年10月30日（三重県告示）

規制地域 自然公園法で定められている鈴鹿国定公園の区域を除くいなべ市全域

生活圏：1種区域 産業圏：2種区域

施行日（平成22年3月31日までは法規制に係る改善等の期間です）
平成22年4月1日

規制基準値等（悪臭防止法に基づく臭気指数規制）

1号規制：事業場の敷地境界線の地表の規制基準

	1種区域	2種区域
臭気指数	15	18

2号規制：事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口での規制基準

1号規制の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法で算出して得た臭気排出強度または臭気指数

3号規制：事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外での規制基準

1号規制に16を加えた数値

	1種区域	2種区域
臭気指数	31	34

1 臭気指数とは、人間の嗅覚をもとに悪臭の程度を数値化したものです。

臭気指数と臭気強度の関係

悪臭防止法では臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準（1号規制）を定めることとなっています。

2 臭気強度とは、においの強さを表すもので、6段階臭気強度表示法で悪臭防止法の基本的尺度として用いられています。

6段階臭気強度表示法

	規制基準範囲							
臭気強度	0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
臭気指数				10～15	12～18	14～21		
においの内容	無臭	やっと感知できるにおい	何のにおいであるかわかる弱いにおい	らくに感知できるにおい		強いにおい	強烈なにおい	

問 三重県環境森林部 地球温暖化対策室 T 059-224-2380
問 北勢庁舎 生活環境課 T 72-3946 F 72-3748